



## 令和7年度長浜市立幼稚園預かり保育ご利用・申込案内



### ▶▶ 預かり保育とは

預かり保育は、保護者の方の就労等、ご家庭の子育てを支援するために、長浜市立の幼稚園において、在園する児童を対象として、教育時間（9時から14時）の前後と、長期休業期間に預かりを中心とした保育を行うものです。

### ▶▶ 対象

保護者のいずれもが、次ページの利用要件①～⑧のいずれかに該当する場合に、ご利用いただけます。

### ▶▶ 実施日時

	実施日	実施時間
幼稚園 開園日	月曜日 ～ 金曜日	午前8時30分～午前9時、午後2時～午後4時15分 ※保護者の就労状況により、午後5時15分まで（南郷里幼稚園 は、午前8時から午後5時45分まで）の利用ができます。
長期 休業期間	月曜日 ～ 金曜日	午前8時30分～午後4時15分 ※保護者の就労状況により、午後5時15分まで（南郷里幼稚園 は、午前8時から午後5時45分まで）の利用ができます。

※ 土日祝日、保育振替休業日、12月29日～翌年1月3日は休業日です。

※ 3歳児は、原則慣らし保育終了後からの利用となります。

### ▶▶ 実施内容

- 部屋 ・・・ 園の保育室等  
職員 ・・・ 園の職員または有資格者職員  
クラス ・・・ 基本は混合異年齢クラス  
定員 ・・・ 園の規模、職員配置状況により異なります。  
お昼寝 ・・・ なし（必要に応じて休息あり）  
おやつ ・・・ ご自宅からお持ちください。

### ▶▶ 利用料金

日額 ・・・ 400円

※令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されています。

保護者のいずれもが保育の必要性の認定を受けると、利用料金の無償化の対象となります。ただし、認定後でも、保育の必要性が無かった事実が分かった場合は、無償化の対象外となり遡って徴収することになります。

◎利用料は園での徴収となります。

◎上記以外にも、個人的な実費負担を伴う諸経費をいただく場合があります。

## ▶▶ 利用要件

	A : 保育の必要性の認定に係る事由 ＜利用回数の上限なし＞ 【無償化の対象】	B : 左欄以外に 預かり保育を利用できる事由 ＜利用回数の上限あり＞ 【無償化の対象外】
① 就労	月 64 時間以上の就労のため、児童の保育ができない場合 ・ご利用は就労日となります。	月 48 時間以上 64 時間未満の就労のため、児童の保育ができない場合 ※原則、月 10 日まで利用可能
② 妊娠・出産	妊娠中または出産後間がないため、児童の保育ができない場合 ※出産予定日前 2 か月、出産後 2 か月以内のご利用が原則となります。児童の保育が困難な場合は、最長で出産予定日前 3 か月、出産後 6 か月の利用が可能です。	—
③ 疾病・しうがい	保護者の疾病、しうがいのため、児童の保育ができない場合 ※しうがいと認められるのは、身体障害者手帳 1~4 級、精神障害者保健福祉手帳 1~3 級、療育手帳の交付、要介護 5~3 の認定を受けている場合です。	日常的な保育に支障はないが、通院等で緊急的又は一時的に、児童の保育ができない場合 ※原則、月 5 日まで利用可能
④ 介護・看護	同居の親族を常時介護・看護するため、児童の保育ができない場合 ※同居の親族で、病気等で医師の診断を受けている人、身体障害者手帳 1~4 級、療育手帳の交付、要介護 5~3 の認定を受けている人を月 20 日以上 1 日 6 時間以上介護・看護する場合です。ただし、被介護・看護者が介護施設・学校・園に入所・在籍している場合や 2 歳児未満の乳幼児の場合は対象外です。	日常的な保育に支障はないが、介護・看護等により緊急的又は一時的に、児童の保育ができない場合 ※原則、月 5 日まで利用可能
⑤ 災害復旧	災害（火災、風水害、地震等）の復旧のため、児童の保育ができない場合	—
⑥ 求職活動	求職活動（起業準備を含む）のため、児童の保育ができない場合 ※在宅以外での活動日を利用日とし、利用期間は最大 3 か月間となります。	—
⑦ 就学	月 64 時間以上の就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、児童の保育ができない場合（在宅による通信教育は除く）	—
⑧ その他	—	教育委員会が特に必要と認める場合

## ▶▶ 申込手続

受付期間	
4月利用希望 第1次募集	令和6年10月8日(火)～令和7年1月31日(金)の平日 (令和6年12月29日～令和7年1月3日は除く。)
4月利用希望 第2次募集	令和7年2月3日(月)～令和7年3月3日(月)の平日
5月～翌3月 利用希望	定員に空きのある場合において、利用希望月の前月5日まで (5日が土・日・祝日の場合は、その前日)

受付場所と時間 ・・・・ 各幼稚園 / 午前8時30分～午後5時15分

## ▶▶ 提出書類

- (1)長浜市立幼稚園預かり保育利用申請書
- (2)子育てのための施設等利用給付認定申請書
- (3)保育の必要性がわかる書類（下表参照（A：無償化対象、B：無償化対象外））  
※(2)は、すでに保育の必要性の認定を受けている場合は不要です。  
※保護者の他に 65 歳未満の祖父母と同居されている場合は、祖父母についても(3)いずれかの書類が必要です（添付がない場合は、利用調整において優先度が低くなります。）。  
※無償化対象外（B該当）の場合は、(2)は不要です。

【申込みに必要な添付書類】			
		A：無償化対象	B：無償化対象外
① 就労	下記以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書（国が示す標準的な様式）</li> </ul>	
	自営業 中心者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書（国が示す標準的な様式）</li> <li>・最新年度の確定申告書の第一表及び第二表、または、開業届・営業許可証等の自営業を証明する書類</li> </ul>	
	自営業 協力者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書（国が示す標準的な様式）</li> <li>・自営業の協力者であることを証明する書類（専従者としての記載のある中心者の確定申告書等の写し）</li> </ul>	
②妊娠・出産		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産（予定）証明書または母子手帳の写し</li> </ul>	—
③疾病・ しうがい		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳等（身体障害者手帳 1～4 級、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級、療育手帳 A-1・A-2・B-1・B-2、介護保険証（要介護 3～5））の写しまたは診断書（市指定様式）</li> </ul>	<p>—</p> <p>※利用がわかる書類等の提出を求める場合があります。</p>
④介護・看護		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・看護申立書（市指定様式）</li> <li>・介護・看護を受ける方の身体障害者手帳等（身体障害者手帳 1～4 級、療育手帳 A-1・A-2・B-1・B-2、介護保険証（要介護認定 3～5））の写しまたは診断書（市指定様式）</li> </ul>	<p>—</p> <p>※利用がわかる書類等の提出を求める場合があります。</p>
⑤災害復旧		<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書</li> </ul>	—
⑥求職活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労予定申立書（市指定様式）</li> </ul>	—
⑦就学		<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書または学生証の写し</li> <li>・カリキュラムまたは時間割</li> </ul>	—
⑧その他		—	—

※就労証明書や診断書は、記入日から 6 か月以内のものに限ります。

## ▶▶ 利用調整

定員を上回る利用の申込みがあり、申込児童全員が利用できない場合は、申込児童ごとに下表のとおり保育が必要な優先度を判定し、優先度の高い児童から利用できるよう利用調整を行います。申込や園の状況により、利用できないことがあります。

優先度	要件
高	① 保育の必要性の認定を受けている方で点数の高い方 ※
	② 保育の必要性の認定を受けている方で点数の低い方 ※
低	③ 保育の必要性の認定を受けていない方で就労の方
低	④ 保育の必要性の認定を受けていない方で就労以外の方

※点数は、『長浜市保育の必要性の認定基準』を基に判定します。

## ▶▶ その他

- ・長期休業期間中は給食の提供がありませんので、弁当をお持ちください。
- ・ご利用内容、認定要件に変更のある方は、変更の手続きが必要になりますので、各園にお申し出ください。



長浜幼稚園	[TEL] 62-0089	神照幼稚園	[TEL] 63-0584
長浜北幼稚園	[TEL] 62-0861	南郷里幼稚園	[TEL] 63-3723
長浜西幼稚園	[TEL] 62-3000	北郷里幼稚園	[TEL] 62-1498
わかば幼稚園	[TEL] 62-3495	湖北幼稚園	[TEL] 78-2003

長浜市教育委員会事務局幼児課 [TEL]65-8607

